

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令の施行について（介護保険関係）

計 18 枚（本紙を除く）

Vol.228

平成23年8月5日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167



老 発 0801 第 3 号
平成 23 年 8 月 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令の施行について（介護保険関係）

平成 22 年 6 月に口蹄疫対策特別措置法（平成 22 年法律第 44 号。以下「口蹄疫特措法」という。）が公布及び施行され、口蹄疫の発生により影響を受けた生産者に対し、手当金等（口蹄疫特措法の施行の日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間内に交付される手当金等（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 58 条の規定による手当金、口蹄疫特措法第 6 条第 9 項の規定による補てん金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金をいう。以下同じ。）が交付されることとなった。

手当金等の交付を受けた者に係る介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の額の取扱いについて、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成 23 年政令第 244 号。以下「口蹄疫特措政令」という。）が平成 23 年 7 月 29 日公布され、平成 23 年 8 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1. 趣旨

手当金等の交付を受けた者に係る介護保険法の規定に基づく高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費に係る医療合算算定基準額及び 70 歳以上医療合算算定基準額（以下「医療合算算定基準額等」という。）が増加す

ることにより、介護に係る自己負担が増加することのないよう、以下の特例を設けることとする。

2. 口蹄疫特措政令の主な内容

(1) 医療合算算定基準額等の特例（第9条第1項及び第3項関係）

介護保険の被保険者であって、平成22年6月4日から平成24年3月31日までの間（以下「特例対象期間」という。）に手当金等の交付を受けたもの（その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付を受けた日の属する年の翌年の8月1日から翌々年の7月31日までの間（以下「特例支給期間」という。）にある者（以下「口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者」という。）の医療合算算定基準額等については、以下のとおりとする。

- ① 特例支給期間の医療合算算定基準額等の額が、平成22年8月1日から平成23年7月31日までの間の医療合算算定基準額等（以下「平成22年度医療合算算定基準額等」という。）を超える場合 平成22年度医療合算算定基準額等。すなわち、平成22年度分の市町村民税課税状況又は平成21年中の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額に基づく医療合算算定基準額等。
- ② 特例支給期間の医療合算算定基準額等の額が、平成22年度医療合算算定基準額を超えない場合 特例支給期間の医療合算算定基準額等

(2) 同一の月において要支援被保険者としての期間を有する場合等の取扱い（第9条第2項及び第4項関係）

- ① 口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者である要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該月に当該被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費等は、居宅介護サービス費等として支給されるものとみなして、（1）の特例を適用する。（第9条第2項関係）
- ② 口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者である居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該月に当該被保険者が受けた介護予防サービス等については、（1）の特例は適用しない。（第9条第4項関係）

3. その他

(1) 施行期日（附則第1条関係）

この政令は、平成23年8月1日から施行する。

(2) 介護保険法施行令の特例に関する経過措置（附則第10条関係）

2の特例については、基準日の属する月が平成23年8月以後の場合における医療合算算定基準額等について適用する。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手
当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため
の手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第七十八号）、防衛省の職員等の給与等に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十六号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第三十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第六十二号）、国民年金法（昭和三十三年法律第七十号）、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第三十四号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 健康保険の被保険者（健康保険法第九十八条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用

療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者（次項において「日雇特例被保険者」という。）であつて、平成二十二年四月四日以後、平成二十二年六月四日以前までの間に、平成二十二年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月一日以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（その交付を受けた年の翌年度の翌年八月一日から翌々年度の七月三十一日までとの間にある者に限る。）に係る健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三年）第四十一条第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第四十三条第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額については、同令第四十四条第一項から第五項まで及び第七項並びに第四十三條第一項各号の規定により定める額は、平成二十二年度（療養があつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）とあるのは、「平成二十二年度」と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第四十三條第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

第五項第二号並びに第七項第一号口、第二号口及び第三号口並びに第四十三條第一項第一号口、第

二、二号口及び築号口に係る部分を除く。の規定は、日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者」という。）に係る高額療養費の支給について準用する。

日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下一口蹄疫

特例措置対象健康保険被保険者」というに係る健康保険法施行令第四十三条の第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十七歳以上算定合算算定基準額については、同令第四十三條の第三項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により定める額が、それぞれ、同条第一項第三号及び第二項第四号の中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までの間のいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは「平成二十二年」度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該額とする。

の三第二項第二号、第二項第二号及び第四項に係る部分を除く。）の規定は、基準日（同令第四十三

条の第二項第一号に規定する基準日という。以下この条において同じ。口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（同令第四十二条の二第二項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）という。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

口蹄疫特例措置対象健康被保険者に係る健康保険法施行令第四十三條の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三條の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に依じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において、蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者

健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項（同令第四十四条第二項）（同令

健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項（同令

基準日において次条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象国に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員を除く）である者又はその被扶養者である者

船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む）並びに次条第二項及び第五項

船員保険法施行令第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む）並びに次

規定日において第三条第三項に
基準日における第四条第二項に
共済組合員の特例措置対象国
定する口蹄疫（第四号）の三
官等を除く。特例措置対象自
被扶養者（第四条第二項）に
す口蹄疫（第四号）の三
等の被扶養者を含む。）である

国家公務員共済組合法施行令
（昭和三十三年政令第二百七
十一号）第十三条の六の三第
一項（同条第三項）並びに準
用する場合及び第六項
第三項及び第六項

国家公務員共済組合法施行令
（同条第三項）において第三
項を含む。）並びに第三條

基準日において第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等である者

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七条第一項及び第二項並びに第三条第三項及び第六

国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項並びに第三条第三項及び第六

基準日において第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員である者又はその被扶養者である者 七第二項（同条第三項において	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百二十二号）第三十三条の三（同条第三項において準用する場合を含む）並びに第五条
条の六の六第一項並びに第四 条第二項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第二項

基準日において第六條第二項に規定する口蹄疫特殊措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第十八条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和二十九年政令第四百二十五号）第三十二項（私
に第五條第二項及び第五項	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和二十九年政令第四百二十五号）第三十二項（私

[illegible]

[illegible]

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の三（第一項並びに第七條第三項、第六項及び第七項）

国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第三項並びに第七條第三項、第六項及び第七項

6 口蹄疫特例措置対象健康保険者に係る健康保険法施行令第四十三条の二第七項の介護合算算定基準額については、同令第四十三条の三第六項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項並びに第八条第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

7 口蹄疫特例措置対象健康保険被保険者が健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号に規定する計算期間（以下この条において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他同令第四十三条の四第一項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあっては、同項の厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同令第四十三条の二及び第四十三条の三並びに前二項の規定を適用する。

第五項及び第六項の規定は、計算期間において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等であつた者及びその被扶養者であつた者（基準日において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項第一号から第五号までに掲げる者又は後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

9 口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等が計算期間において健康保険法第三条第二項ただし書の規定による承認を受け又は同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他健康保険法施行令第四十四条第四項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、同項の厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同条第二項及び第三項並びに第四項及び前項の規定並びにこれらの規定において準用する規定を適用する。

(船員保険法施行令の特例)

第二条 船員保険の被保険者（船員保険法第六十七条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る船員保険法施行令第八条第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第十条第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額については、同令第九条第一項から第五項まで及び第七項並びに第十条第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第九条第一項第三号及び第三項第四号中「療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年」度」と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第十条第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

2 船員保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫の特例措置対象船員被保険者」という。）に係る船員保険法施行令第十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十二条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める額が、それぞれ、同条第一項第三号及び第二項第四号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは、平成二十二年（次条第一項の規定により定める額を超えるときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該額とする。

3 口蹄疫特例措置対象船舶被保険者に係る船員保険法施行令第十四条第四項の介護合算算定基準額及び同条第五項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十二条第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基
準
日（船員保険法施行令第十三条第一項以下一号に規定する基準日をいう。）において、
則ち第三條におけると同じく、
除く。口蹄疫特例措置対象健康保
特例被保險者次条第三項对象日
定する口蹄疫特例措置对象国共
済組合員第五條第二項に規定
組入口蹄疫第六條第二項に規
加入者を除く）である者又は共
その被扶養者である者

健康保険法施行令第四十三
の三第二項（同条第三項にお
びに前条第三項及び第七項
並

基準日において、口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項（同令	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項（同令
--	---	---

同条第九項	含む並びに前条第三項及び	三項において準用する第四条第三項にお	用する第十四条第二項において準
同条第九項	含む並びに前条第三項及び	三項において準用する第四条第三項にお	用する第十四条第二項において準

基準日において次条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合（第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く）である者又はその被扶養者（第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む）である者	国家公務員共済組合法施行令（同条第三項）並びに準用する場合を含む）第三項及び第六項
基準日において次条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合（第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く）である者又はその被扶養者（第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む）である者	国家公務員共済組合法施行令（同条第三項）並びに準用する場合を含む）第三項及び第六項

基準日において第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等である者

防衛省の職員^五の給与等に関する法律^六施行令^七第十七条の六^八の第一項^九及び第七十七条の二^{一〇}並びに次条第三項及び第六項

国家公務員共済組合法^{一一}施行令^{一二}第一条の三^{一三}の六^{一四}の三^{一五}第二項^{一六}

	六第一項並乙に第四条第二項	
--	---------------	--

基準日において第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員である者又はその被扶養者である者	地方公務員等共済組合法施行令(同条第二十三条の三の七第一項(同条第三項を含む))並びに第五項第二項及び第五項
	地方公務員等共済組合法施行令(同条第二十三条の三の七第二項(同条第三項を含む))並びに第五項第二項及び第五項
基準日において第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令(同条第三項の六の三第三項において準用する国家公務員共済組合法施行令(同条第三項の六の三第三項)並びに第六項及び第七項)
基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該者以外の第七條第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者	国民健康保険法施行令(同条第九條の四の三第一項並びに第七條第三項、第六項及び第七項)
口蹄疫特例措置対象船保被保険者に係る船員保険法施行令(同条第六項の介護合算算定基準額については、同令第十二條第五項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(同令第十六條の三第一項並びに第八條第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。)	国民健康保険法施行令(同条第九條の四の三第三項並びに第七條第三項、第六項及び第七項)
口蹄疫特例措置対象船保被保険者が船員保険法施行令(同条第一項第一号に規定する計算期間(以下この項において「計算期間」という。))においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他同令第十三條第一項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日(当該厚生労働省令で定める場合にあつては、同項の厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、同令第十一條及び第十二條並びに前二項の規定を適用する。)	国民健康保険法施行令(同条第九條の四の三第三項並びに第七條第三項、第六項及び第七項)

第三条 国家公務員共済組合法施行令の特例

療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間に在る者に限る。)に係る国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第十一條の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額については、同令第十一條の三の五第一項から第五項まで及び第七項並びに第十一條の三の六第一項各号の規定により定める金額が、それぞれ、同令第十一條の三の五第一項第三号中「療養(食事療養及び生活療養を除く。)」のあつた月の属する年度(当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)とあるのは「平成二十二年」と、同令第三項第四号中「健康保険法施行令(同令第四十二條第三項第四号)」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第一項の規定により読み替えた場合における健康保険法施行令第四十二條第三項第四号」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同令第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第十一條の三の六第一項各号の規定にかかわらず、当該金額とする。

2 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第一項の規定の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給は、前項の規定の適用については、国家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。		
3 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間に在る者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象国共済組合員」という。)に係る国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の介護合算算定基準額及び同条第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十一條の三の六の三第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により定める金額が、それぞれ、同令第一項第三号中「基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)とあるのは「平成二十二年」と、同令第二項第四号中「健康保険法施行令(同令第四十三條の三第二項第四号)」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第三項の規定により読み替えた場合における健康保険法施行令第四十三條の三第二項第四号」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同令第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該金額とする。		
4 口蹄疫特例措置対象国共済組合員に係る国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十一條の三の六の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、財務省令で定める。		
基準日(国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項第一号に規定する基準日)以下この条及び附則第四條において同じ。において口蹄疫特例措置対象健康保被保険者(口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、口蹄疫特例措置対象国共済組合員、第五條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び第六條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く)である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十三條の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む)並びに第一条第三項及び第七項	健康保険法施行令第四十三條の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む)並びに第一条第三項及び第七項
基準日において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四條の三第一項(同令第四十三條の三第一項において準用する場合を含む)並びに第一条第三項及び同令第九項	健康保険法施行令第四十四條の三第二項(同令第四十三條の三第二項において準用する場合を含む)並びに第一条第三項及び同令第九項

基準日において口蹄疫特例措置
対象船舶被保険者（口蹄疫特例
措置対象国共済組合員及び第五
条第二項に規定する口蹄疫特例
措置対象地共済組合員を除く）
である者又はその被扶養者であ
る者

船員保険法施行令第十二条第
一項（同条第三項において準
用する場合を含む。）並びに前
条第二項及び第五項

船員保険法施行令第十二条第
二項（同条第三項において準
用する場合を含む。）並びに前
条第二項及び第五項

基準日において次条第二項に規
定する口蹄疫特例措置対象自衛
官等である者

防衛省の職員等の給与等に関す
る法律施行令第十七条の六の
五第一項並びに次条第二項

国家公務員共済組合法施行令
第十一条の三の六の三第二項
並びに前項及び第六項

基準日において第五条第二項に
規定する口蹄疫特例措置対象地
共済組合員である者又はその被
扶養者である者

地方公務員等共済組合法施行
令第二十三条の三の七第一項
（同条第三項において準用す
る場合を含む。）並びに第五
条第二項及び第五項

地方公務員等共済組合法施行
令第二十三条の三の七第二項
（同条第三項において準用す
る場合を含む。）並びに第五
条第二項及び第五項

基準日において第六条第二項に
規定する口蹄疫特例措置対象私
学共済加入者である者又はその
被扶養者である者

私立学校教職員共済法施行令
第六条において準用する国家
公務員共済組合法施行令第十
一条の三の六の三第三項（私
立学校教職員共済法施行令第
六条において準用する国家公
務員共済組合法施行令第十一
条の三の六の三第三項におい
て準用する場合を含む。）並
びに第六條第二項及び第五項

私立学校教職員共済法施行令
第六条において準用する国家
公務員共済組合法施行令第十
一条の三の六の三第三項（私
立学校教職員共済法施行令第
六条において準用する国家公
務員共済組合法施行令第十一
条の三の六の三第三項におい
て準用する場合を含む。）並
びに第六條第二項及び第五項

基準日において国民健康保険の
世帯主等である者又は当該国民
健康保険の世帯主等と同一の世
帯に属する当該者以外の第七
条第三項に規定する口蹄疫特例
措置対象国保被保険者である者

国民健康保険法施行令第二十
九条の四の三第一項並びに第
七条第三項、第六項及び第七
項

国民健康保険法施行令第二十
九条の四の三第三項並びに第
七条第三項、第六項及び第七
項

口蹄疫特例措置対象国共済組合員に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二
項の介護合算算定基準額については、同令第十一条の三の六の三第六項の規定にかかわらず、高
齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項並びに第八條第四項及び第七項の規定を準
用する。この場合において、必要な技術的読替えは、財務省令で定める。

口蹄疫特例措置対象国共済組合員が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第
一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、
かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三
項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他同令第十一条の三の六の
四第一項の財務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にか
かわらず、当該日の前日（当該財務省令で定める場合にあつては、同項の財務省令で定める日）を
基準日とみなして、同令第十一条の三の六の二及び第十一條の三の六の三並びに前二項の規定を適
用する。

口蹄疫特例措置対象国共済組合員が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第
一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、
かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三
項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他同令第十一条の三の六の
四第一項の財務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にか
かわらず、当該日の前日（当該財務省令で定める場合にあつては、同項の財務省令で定める日）を
基準日とみなして、同令第十一条の三の六の二及び第十一條の三の六の三並びに前二項の規定を適
用する。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき国が次条第二項又は第三項の規定
の適用を受ける者に対して行った療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高
額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第三項から前項までの規定の適用については、国
家公務員共済組合法の規定による給付とみなす。

金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十
一日までの間にある者に限る。）に係る同令第十七条の六第一項及び第三項の高額療養費算定基準額
並びに同令第十七条の六の三第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額について
は、同令第十七条の六の三第一項及び第三項の規定により定める金額並びに同令第十七条の六の三
第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号の規定により定める金額が、それぞれ、同令第十七
条の六の三第二項第三号中「療養（食事療養及び生活療養を除く。）のあつた月の属する年度（当該療
養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年
度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める金額を超え、同項及び同条第三項並びに
同令第十七条の六の三第一項の規定にかかわらず、当該金額とする。

防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第一項の規定の適用を受ける者であつて、特例対
象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々
年の七月三十一日までの間にある者に限る。）以下「口蹄疫特例措置対象自衛官等」という。）に係
る防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項（同条第二項において準用す
る場合を含む。）の介護合算算定基準額については、同令第十七條の六の五第一項（同条第二項にお
いて準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額について同じ。）の規定により定める金額が、同
令第三号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十
一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年
度）」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合における同項の規定により定める金額を超
えるときは、同項の規定にかかわらず、当該金額とする。

口蹄疫特例措置対象自衛官等に係る防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四
第三項の介護合算算定基準額については、同令第十七條の六の五第三項の規定にかかわらず、同条
第一項及び前項の規定の例に準じて防衛大臣が定める。

（地方公務員等共済組合法施行令の特例）

第五條 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（同法第六十一條第一項の規定に
より療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含
む。）であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌
年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る地方公務員等共済組合法
施行令第二十三條の三の三第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第
二十三條の三の五第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額については、同令第
二十三條の三の四第一項から第五項まで及び第七項並びに第二十三條の三の五第一項各号の規定に
より定める金額が、それぞれ、同令第二十三條の三の四第一項第三号中「療養（食事療養及び生活
療養を除く。）のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、
前年度）」とあるのは、「平成二十二年度」と、同条第三項第四号中「健康保険法施行令第四十二條第
三項第四号」とあるのは、「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じ
た事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二
十三年政令第二百四十四号）第一条第一項の規定により読み替えた場合における健康保険法施行令
第四十二條第三項第四号」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるとき
は、同条第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第二十三條の三の五第一項各号の規定にか
かわらず、当該金額とする。

地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつて、特例対象期間に手当金等の
交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日ま
での間にある者に限る。）以下「口蹄疫特例措置対象地共済組合員」という。）に係る地方公務員等共
済組合法施行令第二十三條の三の六第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）
の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七
十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十三條の三の七第一項及び第二項（これらの規
定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により
定める金額が、それぞれ、同条第一項第三号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定

口防疫特別措置対象地共済組合員に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の第六五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十三條の三の第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

[illegible]

4 口蹄疫特例措置対象地共済組合員に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第七項の介護合算定基準額については、同令第二十三条の三の七第六項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項並びに第八条第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

5 口蹄疫特例措置対象地共済組合員が地方公務員等共済組合施行令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他同令第二十三条の三の八第一項の総務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該総務省令で定める場合にあつては、同項の総務省令で定める日）を基準日とみなして、同令第二十三条の三の六及び第二十三条の三の七並びに前二項の規定を適用する。

(私立学校教職員共済法施行令の特例)

第六条 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る私立学校教職員共済法施行令第六条において読み替へて準用する国家公務員共済組合法施行令（以下この条及び附則第七条において「準用国家公務員共済組合」法施行令」という。）第十一条の三の四第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額については、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項から第五項まで及び第七項並びに第十條の三の六第一項各号の規定により定める金額が、それぞれ、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項から第五項、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第三号中「療養（食事療養及び生活療養を除く。）のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年」度」と、同条第三項第四号中「健康保険法施行令第四十二条第三項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に」対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第四十二号）と読み替へた場合における健康保険法施行令第四十二号第一項から第五項まで及び第七項並びに準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項の規定にかかわらず、当該金額とする。

2

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」という。）に係る準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額については、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める金額が、それぞれ、同条第三号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までをいづれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同条第二項第四号中「健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について、健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第一条第三項の規定により読み替えた場合における健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該金額とする。

3

口蹄疫特例措置対象私学共済加入者に係る準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、文部科学省令で定める。

基準日（準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日）をいう。以下この条及び附則第七條において同じ。	健康保険法施行令第四十三条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第一条第三項及び第七項	健康保険法施行令第四十三条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第一条第三項及び第七項
基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者（口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象私学共済組合員を除く）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四条の二第二項において準用する同条第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに同条第四十三條の三第三項において準用する同条第四十三條の三第四項及び同条第九項	健康保険法施行令第四十四条の二第二項において準用する同条第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに同条第四十三條の三第三項において準用する同条第四十三條の三第四項及び同条第九項
基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者（口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象私学共済組合員を除く）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四条の二第二項において準用する同条第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに同条第四十三條の三第三項において準用する同条第四十三條の三第四項及び同条第九項	健康保険法施行令第四十四条の二第二項において準用する同条第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに同条第四十三條の三第三項において準用する同条第四十三條の三第四項及び同条第九項

4

基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者である者	基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者である者	基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者である者	基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者
対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者	対象船舶被保険者である者

5

口蹄疫特例措置対象私学共済加入者に係る準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の文部科学省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該文部科学省令で定める場合にあつては、同項の文部科学省令で定める日）を基準日とみなして、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）及び第十一条の三の六の三（第四項を除く。）並びに前二項の規定を適用する。

6

口蹄疫特例措置対象私学共済加入者に係る準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の文部科学省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該文部科学省令で定める場合にあつては、同項の文部科学省令で定める日）を基準日とみなして、準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）及び第十一条の三の六の三（第四項を除く。）並びに前二項の規定を適用する。

7

第七條 国民健康保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る国民健康保険法第四十二条第一項第四号に規定する所得の額は、国民健康保険法施行令第二十七條の二第一項の規定により算定した額が、同項中「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度」とあるのは「平成二十二年」と読み替えた場合における同項の規定により算定される額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

8

国民健康保険の被保険者（国民健康保険法第五十五条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けている者を含む。）であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員又は国民健康保険の被保険者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員又は国民健康保険の被保険者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の

国民健康保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員又は国民健康保険の被保険者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員又は国民健康保険の被保険者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者（以下この条及び次の四の第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に係る国民健康保険法施行令第二十九条の四の第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十九条の四の第三項及び第三項（これらの規定を同条第六項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める額が、それぞれ、同条第一項第二号中「基準日の属する年の前々年（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）」とあるのは「平成二十一年」と、同項第三号及び同条第三項第四号中「基準日の属する年度の前年度（次条第二項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同条第六項中「基準日の属する年の前々年（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）」とあるのは「平成二十一年」と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該額とする。

基準日（国民健康保険法施行令
第二十九條の四の二第一項第
一號に規定する基準日の一つ。以
て同じ。）において、口蹄疫特措
措置対象健康被保険者（口蹄疫
措置対象日雇特別被保険者、口
蹄疫措置対象国共済組合員、口
蹄疫措置対象地方公共団体職員
及び口蹄疫措置対象他家共済組
員）が、口蹄疫特措措置対象者
又はその被扶養者である者

健康保険法施行令第四十三
 条の第三項（同条第三項に
 おいて準用する場合を含む）並
 びに第一條第三項及び第七項

健康保険法施行令第四十三
 条の第三項において並
 びに準用する場合を含む）並
 びに第一條第三項及び第七項

基準日において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者

健康保険法施行令第四十四条
第二項において第三項とする同令
第四十三條第三項において第三
項とする同令第四十三條第三
項並びに第三項の場合に
おいて準用する同条第三項及
び同条第九項

健康保険法施行令第四十四条
第二項において準用する同令
第四十三條第二項（同令第
四十四條第二項）において準
用する同令第四十三條第三
項（並びに準用する同令第三
項）及び

基準日において口蹄疫特例措置
対象船舶被保険者（口蹄疫特例
措置対象国共済組合員及び口蹄
疫特例措置対象地共済組合員を
除く）である者又はその被扶養
者である者

船員保険法施行令第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二条第二項及び第五項

船員保険法施行令第十二条第
二項（同条第三項において準
用する場合を含む。）並びに第
二条第二項及び第五項

基準日において、口蹄疫特例措置対象国公共組合員（口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く）である者又はその被扶養者（口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む）である者

国家公務員共済組合法施行令
第十一条の三の六の三第一項
(同条第三項において準用す
る場合を含む)並びに第三条
第三項及び第六項

国家公務員共済組合法施行令
第十一条の三の六の三第二項
(同条第三項において準用す
る場合を含む)並びに第三条
第三項及び第六項

基準日において口蹄疫特例措置対象自衛官等である者

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項及び第十七条の六の

国家公務員共済組合法施行令
第十一条の三の六の三第二項
並びに第三項及び第六

基準日において口蹄疫特例措置対象地共済組合員である者又はその被扶養者である者

地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第一項（同条第三項において準用す

地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項（同条第三項において準用す

基準日において口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者

私立学校教職員共済法施行令
第六条において準用する国家
公務員共済組合法施行令第十

私立学校教職員共済法施行令
第六条において準用する国家
公務員共済組合法施行令第十

条の三の六の三第三項において準用する場合を含む。並びに前条第二項及び第五項

条の三の六の第三項において準用する場合を含む。並びに前条第二項及び第五項

口蹄疫特例措置対象国保被保険者に係る国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第七項の介護合算算定基準額については、同令第二十九条の四の三第五項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項並びに次条第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

口蹄疫特例措置対象国保被保険者が基準日において国民健康保険法第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日からその資格を喪失することとなる場合における高額介護合算療養費の支給については、国民健康保険法施行令第二十九条の四の四の第一項の規定にかかわらず、当該基準日に当該資格を喪失したものとみなして、同令第二十九条の四の二及び第二十九条の四の三並びに前二項の規定を適用する。

7 国民健康保険の世帯主等が国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）において国民健康保険の世帯主等でなくなり、かつ、当該国民健康保険の世帯主等でなくなった日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者の被保険者とならない場合その他同令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定める高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、同項の厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同令第二十九条の四の二及び第二十九条の四の三並びに前三項の規定を適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例）
第八条 後期高齢者医療の被保険者であつて、特例

第八条 後期高齢者医療の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号に規定する所得の額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第一項の規定により算定した額が、同項中「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と、「その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度」とあるのは「平成二十二年度」と読み替えた場合における同項の規定により算定される額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

2 後期高齢者医療の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までとの間にある者（以下この条において「口」とする。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額並びに同令第十六条第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額については、同令第十五条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十四条第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第十四条第七項及び第十五条第一項第十四号中「療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年」と読み替へた場合におけるこれらの規定により定めらるる額を超えるときは、同項から同条第三項まで及び同条第五項並びに同令第十六条第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

3 口蹄疫特別措置対象高齢被保険者（その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むもの）とし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この項及び第五項において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。同項において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において同じ。）である場合を除き、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成二十二年年度の同法の規定による市町村民税が課されない者である場合に限り）については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第七項中「療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年年度」と読み替へて、同項の規定を適用する。

4 口蹄疫特例措置対象高齢被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額については、同令第十六条の三第一項の規定により定める額が、同令第十六条の二第二項中「基準日の属する年度の前年度（第十六条の四第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日まででないいずれかの日を基準日とみなした場合）については、当該基準日とみなした日の属する年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日まででないいずれかの日を基準日とみなした場合）においては、当該基準日とみなした日の属する年度」とあるのは「平成二十二年」と読み替えた場合における同項の規定により定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

5 基準日（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日をいう。以下この条及び附則第九条において同じ。）において口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である者（基準日の属する月における同令第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（同令第十六条の四第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において同じ。）である場合を除き、基準日の属する月における同令第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成二十二年分同法の規定による市町村民税が課されない者である場合に限る。）については、同令第十六条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）中「基準日の属する年度の前年度（第十六条の四第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えて、同条第二項の規定を適用する。

6 口蹄疫特例措置対象高齢被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同条第十六条の三第三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において口蹄疫特例措置対象健康保険被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者）口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十三条の第三項（同条第三項において準用する場合を含む）並びに第一条第三項及び第七項	健康保険法施行令第四十三条の第三項（同条第三項において準用する場合を含む）並びに第一条第三項及び第七項
---	---	---

基準日において、口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者

健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十四条第三項（同令第四十四条第二項）（同令

健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十四条第三項（同令第四十四条第二項）（同令

用する同令第四十三條の三第
四項において準用する場合に
三項において準用する場合に
含むべき並びに第一条第四項
において準用する同条第三項
び同条第九項

基準日において、口蹄疫特例措置対象船舶被保険者（口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く）である者又はその被扶養者である者	船員保険法施行令第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二条第二項及び第五項
船員保険法施行令第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二条第二項及び第五項	船員保険法施行令第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二条第二項及び第五項

基準日において口蹄疫特例措置対象国共済組合員（口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く）である者又はその被扶養者（口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む）である者	国家公務員共済組合法施行令 第十一条の三の六の第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第三項及び第六項	国家公務員共済組合法施行令 第十一条の三の六の第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第三項及び第六項
--	--	--

基準日において口蹄疫特例措置対象自衛官等である者	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項並びに第四條第二項	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項並びに第三條第三項及び第六項
基準日において口蹄疫特例措置対象地共済組合員である者又はその被扶養者である者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第一項(同条第三項において準用する場合を含む)並びに第五條第二項及び第五項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む)並びに第五條第二項及び第五項
基準日において口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項(私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において準用する場合を含む)並びに第六條第二項及び第五項	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第二項(私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において準用する場合を含む)並びに第六條第二項及び第五項

7 口蹄疫特例措置対象高齢被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第一号に規定する計算期間(以下この項において「計算期間」という。)においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において後期高齢者医療の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者とならない場合その他同令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日(当該厚生労働省令で定める場合にあつては、同項の厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、同令第十六條の二及び第十六條の三並びに前二項の規定を適用する。

第九條 (介護保険法施行令の特例)

介護保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者を手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者(以下この条において「口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者」という。)に係る介護保険法施行令平成十年政令第四百十二(第二十二條の三第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))の医療合算算定基準額及び同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の七十歳以上医療合算算定基準額については、同条第六項及び第七項の規定により定める額が、それぞれ、同条第六項第一号ハ中「基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、同項第二号ロ中「基準日の属する年の前々年(第九項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年)」とあるのは「平成二十一年」と、同号ハ中「基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)」とあるのは「平成二十二年」と、同項第三号ハ中「市町村民

税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の三第一項第三号の市町村民税世帯非課税者をいう。)とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第一号に規定する基準日の属する月における同条第二項の厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成二十二年分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)、同号二中「基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)」とあるのは「平成二十二年」と、同条第七項第一号二及び第二号二中「基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)」とあるのは「平成二十二年」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第六項及び第七項の規定にかかわらず当該額とする。

2 口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者が介護保険法施行令第二十二條の三第二項第一号に規定する計算期間(第四項において「計算期間」という。)における同一の月において介護保険法第五十三條第一項に規定する居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における前項の規定の適用については、同令第二十二條の第二十項の規定を準用する。

3 口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者に係る介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する同令第二十二條の三第二項(同令第二十九條の三第二項において準用する同令第二十二條の三第五項において準用する場合を含む。)の医療合算算定基準額及び同令第二十九條の三第二項において準用する同令第二十二條の三第三項(同令第二十九條の三第二項において準用する同令第二十二條の三第五項において準用する場合を含む。)の七十歳以上医療合算算定基準額については、第一項の規定を準用する。

4 口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者が計算期間における同一の月において介護保険法第四十一條第一項に規定する要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該口蹄疫特例措置対象介護保険被保険者が当該月に受けた介護保険法施行令第二十二條の二第二項に規定する介護予防サービス等については、前項において準用する第一項の規定は、適用しない。

第十條 (国民年金法施行令の特例)

国民年金法第三十六條の三第一項及び第三十六條の四第二項に規定する所得(その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げる道府県民税(都が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。))につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第四十九號。以下「口蹄疫道府県民税等特例法」という。))第一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する免除を受けた者に係るものに限る。)の額を計算する場合における国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四號)第六條の二第二項の規定の適用については、同項中「三当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第八條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「三当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第八條第一項に規定する免除を受けた者については、四当該年度分の道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第四十九號)第一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

(国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令の特例)

第十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下この条及び附則第十二条において「旧国民年金法」という。)第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十二条において「旧国民年金法」に第六十七条第二項第一号及び第二号に規定する所得(その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四十二条第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。)の額を計算する場合における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十三号)第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六十二条の二第二項の規定の適用については、同項中「三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「三 当該年度分の道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第四十九号)第一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

第十二条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の特例
(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の特例)
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九條及び第十條第二項に規定する所得(その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四十二条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。)の額を計算する場合における特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(平成十七年政令第五十六号)第四条第二項の規定の適用については、同項中「三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「三 当該年度分の道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第四十九号)第一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

第十三条 児童扶養手当法第九條から第十一條まで及び第十二條第二項各号に規定する所得(その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四十二条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。)の額を計算する場合における児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第四条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、同条第四條第二項中「五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五 当該年度分の道府県民税につ

き、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。
き、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第四十九号)第一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

第十四条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條から第八條まで、第九條第二項各号並びに第二十條、第二十一條及び第二十二條第二項各号(これらの規定を同法第二十六條の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。)に規定する所得(その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四十二条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。)の額を計算する場合における特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)第五條第二項(同令第八條第三項及び第四項並びに第十二條第四項及び第五項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第二百二十三号)附則第四條において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五條第二項中「五 前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五 前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五 前項に規定する道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第四十九号)第一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。
(健康保険法施行令の特例に関する経過措置)
第二条 第一条の規定は、療養のあった月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び健康保険法施行令第四十三條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに同令第四十三條の二第一項第一号(同令第四十四條第二項において準用する場合を含む。)に規定する基準日(第一条第七項又は第九項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。)の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。
(船員保険法施行令の特例に関する経過措置)
第三条 第二条の規定は、療養のあった月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び船員保険法施行令第十條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日(第二条第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。)の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。
(国家公務員共済組合法施行令の特例に関する経過措置)
第四条 第三条の規定は、療養のあった月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日(第三条第六項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。)の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第五条 第四条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の三第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額並びに同令第十七条の六の四第一項第一号に規定する基準日(同令第十七条の六の六第一項の規定により当該基準日とみなされる日を含む)の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額について適用する。

(地方公務員等共済組合法施行令の特例に関する経過措置)

第六条 第五条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日(第五条第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む)の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

(私立学校教職員共済法施行令の特例に関する経過措置)

第七条 第六条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日(第六条第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む)の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

(国民健康保険法施行令の特例に関する経過措置)

第八条 第七条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定、療養のあつた月が同月以後の場合における高額療養費算定基準額及び国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日(第七条第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む)の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第九条 第八条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養のあつた月が同月以後の場合における高額療養費、高額療養費算定基準額及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日(第八条第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む)の属する月が同月以後の場合における高額介護合算療養費、介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

(介護保険法施行令の特例に関する経過措置)

第十条 第九条の規定は、介護保険法施行令第二十二條の三第二項第一号(同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む)に規定する基準日(同令第二十二條の三第九項(同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む)の規定により当該基準日とみなされる場合を含む)の属する月が平成二十三年八月以後の場合における医療合算算定基準額及び七十歳以上医療合算算定基準額について適用する。

(国民年金法施行令の特例に関する経過措置)

第十一条 第十条の規定は、平成二十二年以後の国民年金法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

(国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令の特例に関する経過措置)

第十二条 第十一条の規定は、平成二十二年以後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第二項第一号及び第二号に規定する所得の額の算定について適用する。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第十三条 第十二条の規定は、平成二十二年以後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

(児童扶養手当法施行令の特例に関する経過措置)

第十四条 第十三条の規定は、平成二十二年以後の児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項各号に規定する所得の額の算定について適用する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第十五条 第十四条の規定は、平成二十二年以後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条から第八条まで、第九条第二項各号並びに第二十條、第二十一條及び第二十二條第二項各号(これらの規定を同法第二十六条の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する場合を含む)に規定する所得の額の算定について適用する。

内閣総理大臣	菅 直人
総務大臣	片山 善博
財務大臣	野田 佳彦
文部科学大臣	高木 義明
厚生労働大臣	細川 律夫
防衛大臣	北澤 俊美

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令案 読替表

◎ 第九条第一項関係（介護保険法施行令の特例）の読替え

（傍線部分は読替部分）

第九条第一項による読替後	現 行
（高額医療合算介護サービス費） 第二十二条の三 （略） 2ゝ5 （略） 6 第二項（前項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ・ロ （略） ハ 市町村民税非課税者（平成二十二年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項において同じ。）である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 三十四万円 二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める額	（高額医療合算介護サービス費） 第二十二条の三 （略） 2ゝ5 （略） 6 第二項（前項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ・ロ （略） ハ 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項において同じ。）である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 三十四万円 二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ (略)

ロ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について平成二十一年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第一項第二号の基準所得額を合算した額が六百万円を超える場合 百二十六万円

ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ(1)及び(2)に定める者のすべてについて平成二十二年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される場合(これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。次項において「市町村民税国保世帯非課税の場合」という。)

ニ 三十四万円

(1)・(2) (略)

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ・ロ (略)

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日の属する月における同条第二項の厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成二十二年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)(ニに掲げる者を除く。) 三十一万円

イ (略)

ロ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年(第九項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年)の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第一項第二号の基準所得額を合算した額が六百万円を超える場合 百二十六万円

ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ(1)及び(2)に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される場合(これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。次項において「市町村民税国保世帯非課税の場合」という。)

ニ 三十四万円

(1)・(2) (略)

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ・ロ (略)

ハ 市町村民税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項第三号の市町村民税世帯非課税者をいう。)(ニに掲げる者を除く。) 三十一万円

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十二年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号二及び第二号二において同じ。）に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第四号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同令第七条第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。）がない者 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十一万円とする。）

7 第三項（第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ハ （略）

ニ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが平成二十二年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号二及び第二号二において同じ。）に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第四号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同令第七条第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。）がない者 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十一万円とする。）

7 第三項（第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ハ （略）

ニ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 十九万円（計算期間において、当該基準日被保

一 万円とする。)

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからニまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ハ (略)

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第二号ハ(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者のすべてについて平成二十二年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 十九万円 (計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。)

険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。)

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからニまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ハ (略)

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第二号ハ(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 十九万円 (計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。)